

# 東京都幼保連携型認定こども園事業実施細目

平成26年12月17日付26福保子保第2028号 制定  
平成28年 3月 4日付27福保子保第2873号 改正  
平成28年11月 2日付28福保子保第1580号 改正  
令和2年 1月10日付31福保子保第5502号 改正

## 1 目的

本細目は、東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年東京都条例第122号。以下「条例」という。）及び東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成26年東京都規則第151号。以下「規則」という。）の施行並びに幼保連携型認定こども園の運営について、必要な留意事項を定めることを目的とする。

## 2 設置経営主体の要件

条例第14条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の運営については、設置者が経営する事業の全体の財務内容が不健全でなく、事業を運営するに当たって安定性が見込まなければならない。私立幼保連携型認定こども園にあつては、次のいずれかに該当する場合は少なくとも財務内容が不健全でないことに当たらない。

- (1) 直近の会計年度において債務超過（負債金額が資産総額を超えていることをいう。）となっている。
- (2) 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上している。

## 3 定員の弾力化

幼保連携型認定こども園は、総定員の範囲内で受け入れることを基本とする。ただし、条例及び規則に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて教育・保育の実施を行うことができる。

なお、定員を超えている状況が恒常的にわたる場合には、定員の見直しを図ること。この場合の恒常的にわたるとは、連続する過去の2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう。）が120%以上の状態をいうものである。

また、定員を超えて教育・保育の実施を行う場合には、地域において年度途中における幼保連携型認定こども園入園の受入体制を整えること。

## 4 建物及び設備の基準

幼保連携型認定こども園の構造及び設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令並びに「東京都福祉のまちづくり条例」（平成7年東京都条例第33号）、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（平成15年東京都条例第155号）及び関係規程（以下「建築基準法等」という。）の定めるところに従うほか、「室内化学物質対策実施基準」（別紙1）に基づき室内化学物質対策を実施し、採光、換気等園児の保健衛生、危険防止に十分な注意を払い、条例及び規則に定めるもの並びに下記の基準による設備を有し、適切に運営すること。

### (1) 基準設備・面積等

| 区分        | 要件  |
|-----------|---|
| 乳児室又はほふく室 | 規則第7条第1号に定める面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ。）として確保すること。 |

|          |  |
|----------|--|
| 保育室又は遊戯室 | 規則第7条第2号に定める面積を、教育・保育に有効な面積として確保すること。  |
| 調理室      | 園児が保育室から簡単に立ち入ることがないように、保育室と区画されていること。定員に見合う面積、設備を有すること。                                       |
| 便所・その他   | 便所には保育室用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ園児が安全に使用できるものであること。便所の数は園児20人につき1以上であること。 |

- (2) 非常口は、火災等非常時に園児の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていること。保育室等を1階に設ける場合又は屋上に園庭を設ける場合においても、2方向の避難経路を確保すること。
- (3) 設置者は、「室内化学物質対策実施基準」(別紙1)に基づき実施した測定結果及び対策状況を把握し、安全性が確認された後に開設すること。
- (4) 幼保連携型認定こども園を設置する場合は次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。
- ア 建築基準法における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)により建築された建物
- イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつてはI<sub>s</sub>値が0.7以上かつq値が1.0以上又はC<sub>t</sub>uS<sub>d</sub>値0.3以上、木造の建築物にあつてはI<sub>w</sub>値が1.1以上であることが確認された建築物

## 5 職員

- (1) 必要な保育教諭の数は、規則第4条第2号に規定する園児の年齢別に、園児数を同条に規定する保育教諭の員数の基準となる園児数で除し、小数点1位(小数点2位以下切り捨て)まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数とする。
- (2) 保育教諭は、常勤の保育教諭(各幼保連携型認定こども園の就業規則等で定めた常勤の保育教諭のうち、期間の定めのない労働契約を結び(1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。)、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第5条第1項第1号の2により明示された就業の場所が当該幼保連携型認定こども園であり、かつ従事すべき業務が教育・保育であるものであつて、1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に勤務し、当該幼保連携型認定こども園を適用事業所とする社会保険の被保険者であるもの。以下「常勤保育教諭」という。)をもって確保することを基本とする。ただし、幼保連携型認定こども園本来の事業の円滑な運営を阻害せず、教育・保育時間や園児数の変化に柔軟に対応すること等により、園児の処遇水準の確保が図られる場合で、次の条件の全てを満たす場合には、規則第4条に規定する保育教諭の一部に短時間勤務の保育教諭(1日6時間未満又は月20日未満勤務の保育教諭をいう。以下同じ。)及びその他の常勤保育教諭以外の保育教諭を充てても差し支えない。

なお、この適用に当たっては、教育・保育要領による園児の発達に応じた組又はグループの編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

- ア 常勤保育教諭が各組又は各グループ1人以上(乳児を含む組又はグループに係る(1)により算出された保育教諭の定数が2人以上の場合は、2人以上)配置されていること。
- イ 常勤保育教諭に代えて短時間勤務の保育教諭及びその他の常勤保育教諭以外の保育教諭を充てる場合の勤務時間数が、常勤保育教諭を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

(3) 規則附則第8項及び第10項に規定する知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とは、次のアからウまでに掲げるものとする。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条に規定する児童福祉施設等、法第6条の3第8項、第10項及び第12項に係る事業、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に基づく認証保育所（以下「認証保育所」という。）又は区市町村が独自に行う保育施設・事業であって区市町村長が適当と認める施設・事業のいずれかで、継続して1年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者。

なお、継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも月平均80時間以上とする。

イ 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育者

ウ 子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日雇児発0521第18号）に基づく子育て支援員研修（子育て支援員専門研修（地域保育コース）のうち選択科目を地域型保育とする研修）を修了した者

(4) 規則附則第9項を適用する場合、原則として小学校教諭が行う保育は5歳以上児を対象とすること。

(5) 規則附則第10項は、8時間を超えて開所する日において、利用定員に応じて置かなければならない園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員（以下「直接従事職員」という。）の数を超えて雇用した直接従事職員のうち、(3)に掲げるものを、開所時間を通じて必要となる直接従事職員の総数から利用定員に応じて置かなければならない直接従事職員の数を差し引いて得た数の範囲で適用することができる。

(6) 規則附則第8項及び第10項に規定する知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに規則附則第9項に規定する小学校教諭等免許状所持者は、当該幼保連携型認定こども園の施設長及び設置者代表者が、当該職員の直接従事職員としての能力を確認した上で適当と認めるものとする。

(7) 過去3年以内に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第20条に基づく改善の勧告又は改善の命令を受けた幼保連携型認定こども園は、規則附則第8項から第10項までに掲げる特例を適用することができない。

(8) 規則附則第9項及び第10項を適用する事業者は、小学校教諭等免許状所持者及び知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の保育士資格取得支援に努めること。また、規則附則第8項、第9項及び第10項の適用を受ける者であって、保育に従事したことがないものに対しては、子育て支援員研修のほか、乳幼児の保育に関する研修の受講を促すこと。

(9) 留意すべき事項

ア 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、各種研修への参加機会の確保等に努めること。

イ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）や雇用保険法（昭和49年法律第116号）等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の保育教諭が生じることのないよう留意すること。

ウ 認定こども園法第24条に基づき、保育教諭の勤務実態の状況等について情報提供に努めること。

## 6 衛生管理等

(1) 園児の使用する設備及び遊具等については、安全かつ衛生的に管理すること。

(2) 必要な医薬品、その他の医療品を備えること。

(3) 入園している者の食事を調理する者及び調乳を行う者については、「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」（平成13年8月1日付雇児総発第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を遵守し、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底すること。

(4) 食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園以外で調理し、搬入する方法又は調理業務を委託して行う方法により行う場合は、「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬

入等について」(平成28年1月18日付府子本第448号・27文科初第1183号・雇児発0118第3号)を遵守し、安全、衛生、栄養、食育等に留意すること。

#### 7 運営委員会の設置

認定こども園法附則第4条第1項に規定する設置者は、幼保連携型認定こども園の運営に関し、当該幼保連携型認定こども園の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる運営委員会を設置すること。

運営委員会には、社会福祉事業及び学校経営について知識経験を有する者、当該幼保連携型認定こども園の教育・保育サービス利用者(これに準ずる者を含む。)及び幼保連携型認定こども園設置主体の実務を担当する幹部職員を含むこと。

なお、運営委員会は定期的を開催し、運営委員会を開催した場合は、議事録を作成すること。

#### 8 子育て支援事業

(1) 条例第11条に規定する子育て支援事業は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「府省令」という。)第2条各号に規定する事業のうち、2以上の事業を行うものとする。

(2) 府省令第2条第3号については、対象となる児童に応じて、条例及び規則に定める基準を満たした上で実施しなければならない。

##### 附 則

この細目は、条例の施行日から施行する。

##### 附 則

この細目は、平成28年4月1日から施行する。

##### 附 則

この細目は、平成28年11月2日から施行する。

##### 附 則

この細目は、令和2年1月10日から施行する。